

審 査 基 準 整 理 票

| | | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------------|-----|
| 処分名 | 衛生検査所の登録の変更 | | |
| 根拠法令名 | 臨床検査技師等に関する法律 (昭和33年法律第76号) | (条項) 第20条の4第1項 | |
| 基準法令名 | 臨床検査技師等に関する法律 (昭和33年法律第76号) | (条項) 第20条の4第2項において準用する第20条の3第2項 | |
| | 臨床検査技師等に関する法律施行規則 (昭和33年厚生省令第24号) | (条項) 第12条第1項 | |
| 所管部署 | 大津市保健所 保健総務課 医事薬事係 | | |
| 標準処理期間 | 1 4 日 | 法定処理期間 | — 日 |
| <p>【審査基準】 ・文書の名称【】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[衛生検査所の登録の変更に係る審査基準] 衛生検査所の登録の変更に係る審査基準は、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第2項において準用する同法第20条の3第2項及び臨床検査技師法第12条第1項に定めるとおりとする。</p> <p>参 考 [根拠法令・基準法令] 臨床検査技師等に関する法律 (登録の変更等) 第二十条の四 1 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所について、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録の変更を受けなければならない。 2 前条第二項の規定は、前項の登録の変更について準用する。 3～4 略</p> <p>※臨床検査技師等に関する法律第20条の3及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条については、衛生検査所の登録に係る審査基準整理票に記載のとおり</p> | | | |

*審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。